

福井市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の区域内の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による団体営土地改良（区画整理）事業 安保地区に係る換地処分の公示があった日の翌日から生じるものとする。

令和5年10月16日

福井市長 東 村 新



次の区域を安保町21字大田に編入する。

町	字	地番
安保町	17字 下瀬	1から10まで 12から14まで 15の1 15の2